



# 望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612-8411

京都市伏見区竹田久保町2番地

TEL/FAX：(075) 756-7687

URL：http://www.office-mochizuki.com (メールはこちら)



## 日本における今後の「雇用戦略」とは？

### ◆6つの戦略分野

政府の「成長戦略策定会議」は、2009年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」というものを発表し、今後、日本が成長していくうえで強みとなるものとして、次の6つの戦略分野を示しました。

- (1) 環境・エネルギー大国戦略
- (2) 健康大国戦略
- (3) アジア経済戦略
- (4) 観光立国・地域活性化戦略
- (5) 科学・技術立国戦略
- (6) 雇用・人材戦略

### ◆各分野における新規雇用の目標値

「環境・エネルギー大国戦略」の項目では、環境分野における140万人の新規雇用創出、「健康大国戦略」の項目では、医療・介護・健康関連サービス分野における280万人の新規雇用創出が、2020年までの目標として示されています。また、「観光立国・地域活性化戦略」の項目では、観光関連で56万人

の新規雇用創出を目標としています。

今後、これらのビジネス分野においては、政府によるバックアップ、支援などが積極的に行われていく可能性が非常に高いものと思われます。

### ◆「雇用・人材戦略」の内容

「雇用・人材戦略」の項目においては、2020年までの目標として、「若者フリーター約半減」、「ニート減少」、「女性M字カーブ解消」、「高齢者就労促進」、「障害者就労促進」、「ジョブ・カード取得者300万人」、「有給休暇取得促進」、「最低賃金引上げ」、「労働時間短縮」が掲げられています。

具体的な施策としては、「若者・女性・高齢者・障害者の就業率向上」、「『トランポリン型社会』の構築」、「ジョブ・カード制度の発展」、「地域雇用創造と『ディーセント・ワーク』の実現」などが示されています。

これらの施策が確実に効果を上げることにより、現在の景気低迷の影響による雇用不安が解消されていくことが非常に期待されている

といえます。

## 介護職員の能力・経験等を給与に反映

### ◆厚労省による新たな対策

厚生労働省は、人手不足が続いている介護職場の魅力を高めるための対策として、現在実施中の月給引上げ策と平行して、能力・経験に応じて職員の給与が増える仕組みを導入するよう、介護事業所に促進していく方針を打ち出したそうです。

介護分野における有効求人倍率は全産業の「0.44倍」を大きく上回る「1.3倍」程度で推移しており、人手不足感が強いにもかかわらず、介護事業所の給与・人事制度は、職員の能力・経験などを評価する仕組みが不十分な場合が多く、労働者が就職・転職に二の足を踏む一因となっています。

このため、厚生労働省では、介護職員の月給を引き上げる事業所向けの交付金制度(介護職員処遇改善交付金)を活用することを考えています。

### ◆職員のキャリア等を評価

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円程度を交付するもので、平成24年度以降も引き続き取り組みを進めることから、同省では、この交付金を積極的に活用するよう求めています。

今後は、能力・資格・経験年数などに応じて職員の給与を引き上げる仕組みを設けることを交付金支給の条件に加えることも検討されており、職員のキャリアを評価する仕組みを介護業界にも普及させることで、「長く働き続けても賃金が増えない」といった不満の解消を目指しています。

### ◆ミスマッチ解消も課題

他にも、条件を満たさない事業所については、同交付金を減額する方針とされており、現在の予定では、2009年度内に具体的な要件を詰め、2010年中に適用するという予定です。

また、介護分野の雇用のミスマッチ解消も急がれています。平成19年における介護関係職種

率は全体(正社員と非正社員)で21.6%、正社員においては20.0%と全産業の12.2%よりも高くなっています。

厚生労働省は、全国約400のハローワークや同省の講堂で「介護職専門の就職面接会」を順次開催し、就職・転職希望者と介護事業者の橋渡しを強力に進めていく方針を取っています。介護資格などに関する相談を受け付け、介護の仕事がわかるビデオ視聴コーナーや体験セミナーも開き、介護職への理解をより一層深めてもらうのがねらいです。

今回の厚労省による制度が人材定着に有効となるのか、非常に注目される所です。

## 2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

○ 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

28日

○ 固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

○ 法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

当事務所よりひとこと